

入札心得

下 諏 訪 町

(趣旨)

第1条 指名競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える仕様書、契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札保証金は免除する。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しなかったときは、見積もった契約希望総額(単価契約の場合は、単位あたりの契約希望単価に予定数量を乗じて得た額で消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5以上に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。ただし、電子入札システムによる入札(以下「電子入札」という。)の場合は、公告又は指名競争入札通知書に示した日時までに、別に定める方法により提出するものとする。また、町長が特に認めるときは、入札書を郵送又は持参により提出することができるものとする。

2 入札は、物品又は業務等の総額(単価契約の場合は、単位あたりの契約希望単価)について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額(単価契約の場合は、単位あたりの契約希望単価)の110分の100に相当する金額を記載しなければならない。

3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を町長に提出して確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、電子入札の場合は、電子入札システムにより入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送等(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 電子入札の場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認め

られるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 入札会開会時に、入札参加者が2者に満たないときは、原則として入札を執行しないものとする。ただし、電子入札の場合はこの限りではない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 訂正した金額に訂正印のない入札書（金額を訂正する場合は、当該金額すべての数字を書き直し訂正印を押すこと。）
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第8条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。ただし、電子入札の場合は、別途要綱に定める。

(落札者及び落札価格の決定)

第9条 入札した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けてある場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低価格入札者の入札価格が次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合は、落札を保留し、事情聴取等を行ったうえで落札者とするものの適否を決定するものとする。この場合にあっては、当該最低価格入札者は、事情聴取等に協力しなければならない。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき。

- 3 前項の適否の決定により落札者とならなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した次順位の入札者を落札者と決定する。ただし、当該入札者の入札価格が同項各号のいずれかに該当するおそれがある場合は、同項の規定により落札者とするものの適否を決定するものとする。

- 4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- 5 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当町の職員にくじを引かせるものとする。

- 6 電子入札案件において、落札者となるべき同価格の者が2人以上いた場合は、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札者が選択した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）を電子入札システムに入力し、システムのくじ機能により落札者を決定する。

- 7 前項の場合において、書面により入札書を提出した入札者については、あらかじめ入札書に記入してある3桁の番号をくじ番号として電子入札システムへ入力する。なお、くじ番号の記載のない場合又は判別のできない場合は、発注者が任意のくじ番号を入力できるものとする。

- 8 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（再度入札）

第10条 当初の入札を開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。ただし、当初の入札において辞退した者及び無効となる入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。また、電子入札の場合は、公告等へ示す再度入札における入札書の提出期限までに、電子入札システム、郵送、持参により提出するものとする。

2 再度の入札においても予定価格の制限の範囲内の価格での入札がない場合は、再度の入札において最低の価格で入札した者から、2回を限度に見積書を徴収する。

（契約保証金の納付）

第11条 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。

（1）契約保証金の納付

（2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関の保証

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

（1）契約金額が50万円未満であり、かつ、落札者が当該契約を確実に履行すると認められるとき。

（2）落札者が過去2年間に町、国又は他の地方公共団体と、種類及び規模を同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

3 契約の相手方（以下「契約者」という。）が契約を履行しないときは、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

4 落札者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保として行われたものとする。

（契約の締結）

第12条 落札者は、原則として落札決定後5日以内に契約を締結するものとする。ただし、予定価格が700万円以上の物品購入契約については、仮契約とする。

2 前項ただし書きの契約については、下諏訪町議会の議決を経た後に本契約が締結されたものとみなす。

3 契約に要する経費は、契約者の負担とする。

（異議の申立）

第13条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。